(様式1)

申請書類を作成した日付を記載してください。

令和○○年○○月○○日

無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書(カテゴリーⅡ飛行)

■新規 □更新※1

□変更**2

○○航空局長

殿

本記載例様式1の最後尾に記載されている※1及び※2の注記に従って使い分けてください。

東京航空局長又は大阪航空局長のいずれかを記載してください。

してください。

申請内容について連絡をすることがあり ますので、アドレス及び電話番号を記載 氏名又は名称株式会社○○○○法人の場合は代表者の氏名○○課長航空太郎

住所 東京都〇〇区〇〇〇1-2-3

(連絡先) TEL:03-**** Mail:***@****

航空法(昭和27年法律第231号)第132条の85第2項及び第4項第2号の規定による許可及び同法第132条の86第3項及び第5項第2号の規定による承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

飛	行の目的	■空撮 □報道取材 □警備 □農林水産業 ■測量 □環境調査 □設備メンテナンス □インフラ点検・保守 □資材管理 □輸送・宅配 飛行の目的が「趣味」「研究開発」の場合				
NELLI AND HAD		□趣味 は、飛行の経路の特定が必要です。 「補助者の配置」「立入管理区画の設定」 「立入禁止区画の設定」 「立入禁止区画の設定」 「立入禁止区画の設定」 「立入禁止区画の設定」 「立入禁止区画の設定」 「立入禁止区画の設定」 「ないさい。				
立入管理措置 □立入管理区画の設定 □立入禁止区画の設定 □その他 (
飛行の日時**3		自:令和7年3月24日以降の許可・承認を取得した日 至:令和7年3月31日				
	テの経路 ^{※⁴} そ行の場所)	○○県○○市○○町○丁目○番 (詳細は別添資料1のとおり) 飛行させる場所を具体的に記載してください。 複数箇所ある場合は、全て記載ください。				
飛	行の高度	地表等からの高度 <u>50m</u> 海抜高度 — m				
申	飛行禁止	□航空機の離陸及び 対頻繁に実施される空港等で安 ○円滑な航空				
請	空域の飛	150mまでの高さで飛行する場合は ものとして国土交通大東京・大阪航空局長あて 1700 大海 トラスサイス 1700 大海 1700				
事	行	「150m 未満」と記載するか、150m 未 満の具体的な高度を記載ください。				
項	(第 132	る空域(空港等名称)				
及	条の 85	□進入表面、転移表面若しくは水平表面若しくは延長進入表面、円錐表面若				
び						
理		するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域(空港等名				

由		称)							
Щ		□国土交 その他 行う航 が指定 □地表又 以内の ■人又は	通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関の関係機関の使用する航空機のうち捜索、救助その他の緊急用務を空機の飛行の安全を確保する必要があるものとして国土交通大臣する空域は水面から150m以上の高さの空域(地上又は水上の物件から30m空域を除く。) 家屋の密集している地域の上空									
	飛行の方 法 (第132	□夜間飛 [≈] ■人又は	□ 夜間飛行 □ 目視外飛行 □ 目視外飛行 □ 目視外飛行 □ 目視外飛行 □ 1 表示 □									
	条の 86 関係)	させる理	【第 132 条の 86 第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる方法によらずに飛行させる理由】 飛行の目的のとおり。									
		<i>k</i> → →→		登録記号等			JU******					
は試	.航空機の登 は験飛行を行 番号		■別添資料のとおり。 □変更申請であって、かつ、 複数機の場合は、「様式2のとおり」又は「別添 ○○のとおり」とご記載ください。									
	、航空機の機 号又は無人航			認証認証	変更申請であって、 変更がない場合は、 新規又は更新申請の ックをし、対象とな 請であって、かつ、 ない場合は、「変更申 がない。」にチェック	対象とな 場合は、 る書類を 前回提出 ^非 請であっ	る書類は 「別添資料 提出して した書類 って、かつ	<mark>添付不要</mark> 4のとお ください の内容か	です。 り」にチ い。変更申 いら変更か	工 申 		
	ングはボス州 とび性能に関		■別添資料のとおり。									
日日か	くして記に民	リカの手名	□申請する飛行の内容が使用条件等指定書又は無人航空機飛行規									
			程の範囲内であることを確認した。**5									
		□変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。										
無人航空機を飛行させる			無人	航空	幾を飛行させる者	別添賞	資料3(無	無人航空	ピ機を飛	行させる	5者一	
者の無人航空機操縦者技				Т		覧)の	とおり					
能証明書番号又は無人航				技能	証明書番号							
空機の飛行経歴並びに無			技		区分		□一等		ļ	□二等		
人舠	抗空機を飛行	させるた	能	限	種類							
めに	こ必要な知識	及び能力	証	定	総重量							
	に関する	事項	明	事	飛行の							

	※ 6	項	方法								
	■別	■別添資料のとおり ^{※7} 。									
	□申請する飛行の内容が区分及び限定事項の範囲内であるこ										
	確認	確認した**6。									
	□変	□変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。									
			票準マニュアルを依		-						
	□航	空局	ナーンペーオ	くれてい	へる以	下の団	体等が	定め			
無人航空機を飛行させる 際の安全を確保するため に必要な体制に関する事 項	□ IJ	飛行 団体 飛行 スク	航空局標準マニ 添付不要です。なお、独自の飛 準飛行マニュア上、提出してく場合には、審査	行マニュ ル及び審 ださい。	- アルを値 F査要領 - 独自の新	使用する。 4 - 3 - 1 &行マニュ	場合には 2 を参考 ュアルを	航空局標 に作成の			
	''	s) を ラル		/ Dul 3/	T.\ + 1	'+ mь	7				
			外の飛行マニュア// 情であって、かつ、				-				
		許可注	は更新申請に関する 承認番号: ○空運船 承認日: 令和○年 可承認書の写しを認 音償責任保険	抗第○(三○月(≲付する)号)日 ること。				報をご記		
		保険:	ている(<mark>■</mark> 対 載し、 会社名:○(付も7	写しを液 こいた許す 、要です。	低付して 可書承認	ください。 番号等の	。新規申	請の場合	は、過去写しの添		
			品 名:ドローン 金額: (対人) 1	•			≨III				
この仙女老しわる東西				很门	(X)*	の) I 1/1.	思门				
その他参考となる事項	\rightarrow		ていない 賞能力 □有 内名	? ()			
	_		置管理者等又は空		• • • •						
	(航	空法第	第 132 条の 85 第	1 項第	1 号に	掲げる	空域に	おける	飛行		
	に限	:る。)】									
	□空	港設计	置管理者等								
	調	整機	関名:								
	調	整結	果:								

□空域を管轄する関係機関

調整機関名:

調整結果:

各都道府県を管轄する空港事務所は以下をご確認ください。 申請先:https://www.mlit.go.jp/common/001110211.pdf

管轄する空港事務所: https://www.mlit.go.jp/common/001515201.pdf

催し場所の上空における飛 行では、申請前に主催者等 との調整が必須です。

備

【催しの主催者等との調整結果(催し場所上空の飛行に限る。)】

催 し名 称:○○○大会

主催者等名:○○○組織委員会 担当者○○氏

調整結果:主催者等と飛行にあたっての安全を確保するため

に必要な体制について調整済み。

【緊急連絡先】

考

担当者 : 〇〇 〇〇

電話番号: 080-****

- ※1 更新申請とは、許可等の期間の更新を受けようとする場合の申請。
- ※2 変更申請とは、許可等を取得した後に「無人航空機の登録記号又は試験飛行を行う場合の 届出番号」、「無人航空機の機体認証書番号又は無人航空機の機能及び性能に関する事項」、 「無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明書番号又は無人航空機の飛行経 歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項」又は「無人航 空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項」の内容の一部を変 更する場合の申請。
- ※3 次の飛行を行う場合は、飛行の日時を特定し記載すること。それ以外の飛行であって飛行 の日時が特定できない場合には、期間及び時間帯を記載すること。
 - ・人又は家屋の密集している地域の上空で夜間における目視外飛行
 - ・催し場所の上空における飛行
- ※4 次の飛行を行う場合は、飛行の経路を特定し記載すること。それ以外の飛行であって飛行 の経路を特定できない場合には、飛行が想定される範囲を記載すること。
 - ・航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される空港等で安全かつ円滑な航空交通の確保を図る必要があるものとして国土交通大臣が告示で定めるものの周辺の空域であって、当該空港等及びその上空の空域における航空交通の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域、その他空港等における進入表面等の上空の空域又は航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域における飛行

- ・国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関その他の関係機関の使用する航空機のうち捜索、救助その他の緊急用務を行う航空機の飛行の安全を確保する必要があるものとして国土交通大臣が指定する空域における飛行
- ・地表又は水面から 150m以上の高さの空域 (地上又は水上の物件から 30m以内の空域 を除く。) における飛行
- ・人又は家屋の密集している地域の上空における夜間飛行
- ・夜間における目視外飛行
- ・補助者を配置しない目視外飛行
- ・催し場所の上空の飛行
- ・趣味目的での飛行
- ・研究開発目的での飛行
- ※5 機体認証書番号及び型式認証書番号の項目については、これらを有している場合にのみ記載する。その場合において(様式2)の添付を省略することができる。ただし、この場合においては、申請する飛行の内容が使用条件等指定書又は無人航空機飛行規程の範囲内であることを確認すること。
- ※6 無人航空機操縦者技能証明の項目については、有している場合にのみ記載する。その場合において(様式3)の添付を省略することができる。ただし、この場合においては、申請する飛行の内容が区分及び限定事項の範囲内であることを確認すること。なお、総重量は最大離陸重量とする。
- ※7 航空局ホームページに掲載されている団体等が技能認証を行う場合は、当該認証を証する 書類の写しを添付すること。なお、当該写しは、発行した団体名、操縦者の氏名、技能の 確認日、認証された飛行形態、無人航空機の種類が記載されたものであることに留意する こと。

無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書

1. 飛行させる無人航空機に関する事項を記載すること。

申請前にご使用になられる機体の登録記号並びにそ の有効期間について必ずご確認ください。

登録記号等	JU******				
製造者名	○○株式会社	型式又は名称	JCAB-Mujin-type pro		
総重量**1	4. 0kg				
	□第一種		□第一種		
	□第二種		□第二種		
機体認証書番号	□申請する飛行の内容が、	型式認証書番号	□申請する飛行の内容が、無		
	使用条件等指定書の範囲内		人航空機飛行規程の範囲内で		
	であることを確認した。		あることを確認した。		

2. ホームページ掲載無人航空機の場合には、改造の有無を記載し、「改造している」場合には、4. の項を記載すること。**2

改造の有無 : ■改造していない / □改造している (→4. を記載)

3. 個別の機体認証無人航空機において使用条件等指 航空機において無人航空機飛行規程に従わない場合

○改造していない場合

「改造していない」にチェックし、 「4.」は無記入にしてください。

○改造している場合

4. ホームページ掲載無人航空機に該当しない場合又 ても改造を行っている場合に加え、機体認証無人航 確認結果をチェックしてください。

わない場合又は型式認証無人航空機においては無人航空機飛行規程に使わない場合には 次の内容を確認すること。**3

	確認事項	確認結果
	鋭利な突起物のない構造であること (構造上、必要なものを除く。)。	□適/□否
_	無人航空機の位置及び向きが正確に視認できる灯火又は表示等を	□適/□否
般	有していること。	
	無人航空機を飛行させる者が燃料又はバッテリーの状態を確認で きること。	□適 / □否
读	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した離陸	□適 / □否/ □該当せず
隔	及び着陸ができること。	
遠隔操作の機体※	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した飛行 (上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング(回転翼機)、下降 等)ができること。	□適 / □否/ □該当せず
** 4	緊急時に機体が暴走しないよう、操縦装置の主電源の切断又は同等な手段により、モーター又は発動機を停止できること。	□適 / □否/ □該当せず

	操縦装置は、操作の誤りのおそれができる限り少ないようにしたも のであること。	□適 / □否/ □該当せず
	操縦装置により適切に無人航空機を制御できること。	□適 / □否/ □該当せず
自	自動操縦システムにより、安定した離陸及び着陸ができること。	□適 / □否/ □該当せず
動操縦の	自動操縦システムにより、安定した飛行(上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング(回転翼機)、下降等)ができること。	□適 / □否/ □該当せず
の機体※5	あらかじめ設定された飛行プログラムにかかわらず、常時、不具合 発生時等において、無人航空機を飛行させる者が機体を安全に着陸 させられるよう、強制的に操作介入ができる設計であること。	□適 / □否/ □該当せず

- ※1 申請を行う飛行形態の形態で確認すること。ただし、それが困難な場合には、最大離陸重量を記載すること。 と。
- ※2 改造記録を証明する参照資料として、飛行日誌(点検・整備記録)の写しを添付することができる。
- ※3 4. の項を記載する場合には、無人航空機の運用限界(最高速度、最高到達高度、電波到達距離、飛行可能風速、最大搭載可能重量及び最大使用可能時間等)及び無人航空機を飛行させる方法(点検・整備の方法を含む。)が記載された取扱説明書等を確認したうえで記載すること。
- ※4 遠隔操作とは、プロポ等の操縦装置を活用し、空中での上昇、ホバリング、水平飛行、下降等の操作を行 うことをいう。遠隔操作を行わない場合には「該当せず」を選択すること。
- ※5 自動操縦とは、当該機器に組み込まれたプログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。自動操縦を行 わない場合には「該当せず」を選択すること。

(様式3)

無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書

無人航空機を 飛行させる者		別添資料3(無人航空機を飛行させる者一覧)のとおり									
	技i	能証明書番号									
		区分	様式3は飛行させる者全員分を作成する必要がありますが、								
		種類			「適/否」の確認結果が同一の者は一つの様式3に氏名を纏ぬ	って					
無人航空機	限	総重量※1			記載するか、「」に別添資料3(無人航空機を飛行させる。						
操縦者 技能証明	定事項	飛行の方法			覧) のとおりと記載しても構いません。確認結果が異なる者 ついては様式3を飛行させる者毎に作成してください。						
	口申	申請する飛行の	内容が区分	分]	分及び限定事項の範囲内であることを確認した。						

水红纹田		確認結果					
飛行経歴	無人航空機の種類別に、10時間以上の飛行経歴を有すること。**2	■適 / □否					
	航空法関係法令に関する知識を有すること。	■適 / □否					
知識	安全飛行に関する知識を有すること。 ・飛行ルール(飛行の禁止空域、飛行の方法) ・気象に関する知識 ・無人航空機の安全機能(フェールセーフ機能 等) ・取扱説明書等に記載された日常点検項目 ・自動操縦システムを装備している場合には、当該システムの構造 及び取扱説明書等に記載された日常点検項目 ・無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制 ・飛行形態に応じた追加基準						
一般	飛行前に、次に掲げる確認が行えること。 ・周囲の安全確認(第三者の立入の有無、風速・風向等の気象 等) ・燃料又はバッテリーの残量確認 ・通信系統及び推進系統の作動確認	■適 / □否					
遠隔操作の機体※3	GPS 等の機能を利用せず、安定した離陸及び着陸ができること。 GPS 等の機能を利用せず、安定した飛行ができること。 ・上昇 ・一定位置、高度を維持したホバリング(回転翼機) ・ホバリング状態から機首の方向を 90°回転(回転) ・前後移動 ・水平方向の飛行(左 遠隔操作を行う場合のみ記載して下さい。 ・下降	■適 / □否					
自動操縦	自動操縦システムにおいて、適切に飛行経路を設定できること。 飛行中に不具合が発生した際に、無人航空機を安全に着陸され	■適 / □否					
の 機 体	るよう、適切に操作介入ができること。 自動操縦を行う場合のみ記載して下さい。	■適 / □否					

※2 飛行経歴を証明する参照資料として、飛行日誌(飛行記録)の写しを添付することができる。

- ※3 遠隔操作とは、プロポ等の操縦装置を活用し、空中での上昇、ホバリング、水平飛行、下降等の操作を行うことをいう。遠隔操作を行わない場合には「遠隔操作の機体」の欄の確認結果について記載は不要。
- ※4 自動操縦とは、当該機器に組み込まれたプログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。自動操縦を行 わない場合には「自動操縦の機体」の欄の確認結果について記載は不要。

上記の確認において、基準に適合していない項目がある場合には、下記の表に代替的な安全対策等を記載し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないことを説明すること。

項目	代替的な安全対策等及び安全が損なわれるおそれがないことの説明

記載内容が多いときは、別紙として添付すること。

飛行の経路(催し場所上空以外)

※飛行経路や立入管理措置を確認します。

飛行の経路や立入管理措置の図に、コメントが重ならないように作成してください。



(国土地理院の地図をもとに作成)

飛行の経路(催し場所上空)

※飛行経路や立入管理措置を確認します。

飛行の経路や立入管理措置の図に、コメントが重ならないように作成してください。

催し場所上空の飛行の場合には、「飛行範囲」「立入禁止区画」「水平距離」「観客の位置」「補助者の位置」「飛行高度」を図の説明を交えて図示して下さい。 ※使用する地図の縮尺(スケールバー)がわかるように表示させて下さい。



※立入禁止区画の設定基準

飛行の高度	立入禁止区画
20m 未満	飛行範囲の外周から 30m 以内の範囲
20m 以上 50m 未満	飛行範囲の外周から <u>40</u> m 以内の範囲
50m 以上 100m 未満	飛行範囲の外周から <u>60m</u> 以内の範囲
100m 以上 150m 未満	飛行範囲の外周から <u>70m</u> 以内の範囲

【催し場所上空における飛行について】

立入禁止区画内に、道路や建物が含まれる場合は、第三者が出入りしないためどのような対策を行うのか記載してください。

(例:立入禁止区画内の道路や建物に第三者が出入りしないよう、補助者を配置し注意喚起を行う、ロープを張って立入禁止区画が明確となるようにする、道路について催しの際は通行止めとする 等)

【夜間(日没後~日の出前)に係る催し場所上空の飛行について】

花火大会の撮影等、夜間における催し場所上空の業務飛行については、「夜間飛行」「催し場所上空の飛行」の承認申請が必要となる関係上、【立入禁止区画】の設定方法が複雑になります。

航空局標準マニュアルに基づき飛行を行う場合、夜間飛行では《飛行高度と同じ距離の半径の範囲》を【立入禁止区画】として設定する必要があります。

従って、花火大会など夜間に実施する催し場所上空の飛行については、以下の立入禁止区域の距離を設定する必要があります。

- ◆高度 40m 以下で飛行させる場合 → 「催し場所上空」を飛行させる場合の立入禁止 区画範囲を準用
- ◆高度 40m を超えて飛行させる場合 → 「夜間飛行」を実施する場合の立入禁止区画範囲 を準用(高度と同じ距離の立入禁止区画を設定)

<例>高度 100m で飛行させる場合の立入禁止区画は『100m』。 飛行経路図作成時はご注意ください。

無人航空機の追加基準への適合性

「資料の一部を省略することができる無人航空機」の「確認した飛行形態の区分」に区分 " \underline{C} "が記載されている無人航空機の場合

申請する項目のみ記載してください。

- ○人又は家屋の密集している地域の上空を飛行(第三者上空の飛行以外)
- ○人及び物件との距離30mを確保できない飛行(第三者上空の飛行以外)

○ 大次 ○ 物目 こ ジ 正確 5 0 Ⅲ と確 床 て とない 池口 (第二日 工 主 ジ ル	1180/10
基準	確認結果
第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する機能を有するこ	■適/□否
٤.	代替的安全対策

「資料の一部を省略することができる無人航空機」に該当するため、省略が可能です。

この記載そのものを省略しても差し支えありません。

基準への適合性の確認結果を適/否で記載してください。

確認の結果、「否」を選択した場合は代替的 安全対策を記載してください。

(「適」を選択した場合は代替的安全対策の 記載は不要です。)

○催し場所上空での飛行(第三者上空の飛行以外)

基準	確認結果
第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する機能を有するこ	■適 / □否
と。	代替的安全対策
想定される運用により、10回以上の離陸及び着陸を含む3時間	■適 / □否
以上の飛行実績を有すること。	代替的安全対策

「資料の一部を省略することができる無人航空機」に該当するため、省略が可能です。 この記載そのものを省略しても差し支えありません。 「資料の一部を省略することができる無人航空機」の「確認した飛行形態の区分」に区分 " $C^{\pm 1}$ (注1) プロペラガードを装備した場合に限る "が記載されている無人航空機の場合

申請する項目のみ記載してください。

- ○人又は家屋の密集している地域の上空を飛行(第三者上空の飛行以外)
- ○人及び物件との距離30mを確保できない飛行(第三者上空の飛行以外)

基準	確認結果
第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する機能を有するこ	適 / □否
と。	代替的安全対策

基準への適合性の確認結果を適/否で記載してください。

確認の結果、「否」を選択した場合は代替的 安全対策を記載してください。

(「適」を選択した場合は代替的安全対策の 記載は不要です。)

○催し場所上空での飛行(第三者上空の飛行以外)

基準	確認結果
第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する機能を有するこ	■適 / □否
と。	代替的安全対策
想定される運用により、10回以上の離陸及び着陸を含む3時間	■適 / □否
以上の飛行実績を有すること。	代替的安全対策

無人航空機を飛行させる者一覧

No.	氏 名	住所
1	航空 二郎	東京都〇〇区〇〇〇1-2-3
2	航空 三郎	
3	航空 四郎	
4		
5		

<u>夜間飛行、目視外飛行、物件投下の申請を行う場合は、審査要領に定める基準に適合しているか確認の上、確認結</u> 果を記載してください。

※許可や承認を求める事項に応じて、必要な部分を抽出して(不要な部分は削除して)資料を作成してください。 (例)訓練のため、目視外飛行を行う場合

別添資料4

無人航空機を飛行させる者の追加基準への適合性

以下のとおり、飛行させる者は飛行経験を有しており飛行マニュアルに基づいた飛行

訓練を実施してい

飛行させる者全員分を作成する必要がありますが「適/否」の確認結果が同一の者は一つの別添 資料3(無人航空機を飛行させる者一覧)のとおりと記載しても構いません。確認結果が異な る者については飛行させる者毎に作成してください。

飛行させる者: __別添資料3(無人航空機を飛行させる者一覧)のとおり__

○目視外飛行

基準	確認結果
モニターを見ながら、遠隔操作により、意図した飛行経路を維持 しながら無人航空機を飛行されるができること及び飛行経路周辺 において無人航空機を安全に着陸させることができる。	□適 / ■否

なお、許可等を求める飛行形態(夜間飛行、目視外飛行、物件の投下)について、 過去の飛行実績及び訓練実績のない飛行形態がある場合には、下記の表に代替的な 安全対策等を記載し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全 が損なわれるおそれがないことを説明すること。

飛行形態	代替的な安全対策等及び安全が損なわれるおそれがないことの説明
□夜間飛行	■訓練のための申請であり、無人航空機を飛行させる者又はその関係者の管理
■目視外飛行	下にあって第三者が立ち入らないよう措置された場所において行うものであ
□物件の投下	る。
	□業務のための申請であるが、飛行マニュアルに基づいた訓練を屋内又は訓練
	のために許可」「等を受けた場所にて実施した後に業務のための飛行を行う。
	□その他 ※具体的な代替的な安全対策を記載すること

確認結果が「否」の場合は、代替的な安全対策等及び安全が損なわれるおそれがないことを説明が必要です。 また、複数該当する場合は、複数にチェックをしてください。

飛行マニュアル

「航空局標準飛行マニュアルを使用する」と申請書 様式1の「無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項」に明記された場合は提出不要です。

なお、独自の飛行マニュアルを使用する場合に航空局標準飛行マニュアル及び審査要領4-3-2を参考に参考の上、提出してください。独自の飛行マニュアルを使用する場合には、審査に時間を頂戴しております。